



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*61 和歌山競輪場管理条例施行規則の一部を改正する規則 (商工観光労働総務課) 1

○ 告示

- 1428 平成26年度自衛官募集 (市町村課) 2
- 1429 地籍調査の成果の認証 (地域政策課) 3
- 1430 " (") 3
- 1431 " (") 4
- 1432 " (") 4
- 1433 " (") 4
- 1434 " (") 5
- 1435 " (") 5
- 1436 " (") 6
- 1437 " (") 6
- 1438 " (") 6
- 1439 " (") 7
- 1440 " (") 7
- 1441 " (") 7
- 1442 生活保護法による医療機関の指定 (福祉保健総務課) 8
- 1443 " (") 8
- 1444 保安林の指定の解除予定 (森林整備課) 8
- 1445 特定第2号漁業者の同意成立の届出 (水産振興課) 9
- 1446 公共測量の実施 (技術調査課) 9
- 1447 公共測量の終了 (") 9

○ 正誤

平成26年3月14日付け和歌山県報第2538号和歌山県告示第267号中 9

規 則

和歌山県規則第61号

和歌山競輪場管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年11月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山競輪場管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山競輪場管理条例施行規則(昭和25年和歌山県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号ア(ア)中「6万3,720円」を「3万9,960円」に改め、同号ア(イ)中「19万2,290円」を「14万4,720円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1428号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官の平成26年度募集について、次のとおり告示する。

平成26年11月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 募集種目及び採用時期

(1) 募集種目

自衛官候補生

(2) 採用時期

平成27年3月下旬から同年4月上旬まで

2 試験期日、試験場及び試験種目

3・4月要員（男子）

試験期日	試験場	試験種目
平成26年12月7日（日）	和歌山県民文化会館 （和歌山市小松原通 一丁目1番地）	1 筆記試験 （国語、数学、社会及び作文） 2 口述試験 3 適性検査 4 身体検査

3 受付期間

試験期日の前日まで

4 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在において18歳以上27歳未満の者であって、次のいずれにも該当しないもの

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 受験手続

(1) 志願書類の請求

県内の市町村役場又は自衛隊和歌山地方協力本部、同地域事務所若しくは同募集案内所に請求すること。

名称	所在地	電話番号
本部	〒640-8287 和歌山市築港一丁目14-6	073-422-5116
橋本地域事務所	〒648-0073 橋本市市脇一丁目3-2 KK6ビル3階	0736-32-0744
和歌山募集案内所	〒640-8331 和歌山市美園町五丁目1-2 新橋ビル2階	073-432-4479
有田募集案内所	〒649-0316 有田市宮崎町106-2	0737-82-6631
御坊地域事務所	〒644-0012 御坊市湯川町小松原410-1 丸仁第1ビル1階	0738-23-0020

田辺地域事務所	〒646-0061 田辺市上の山一丁目15-25-301	0739-24-6219
新宮地域事務所	〒647-0053 新宮市五新1-24 三栄コーポレーションビル1階	0735-21-3449

(2) 提出書類及び提出先

志願者は、自衛官候補生志願票1通及び受験票を(1)の機関に持参又は郵送すること。

(3) その他

志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときは、速やかに志願票を提出した(1)の機関に連絡すること。

6 採用予定者への通知

(1) 選抜基準に達した者には、採用候補者名簿記載通知書を送付する。

(2) 不合格者には通知しない。

(3) 採用候補者は、採用候補者名簿に記載され、その後採用枠に応じて採用予定通知書を送付する。通知時期については、試験時に知らせる。

7 その他

(1) 受験のための旅費は、各自の負担とする。

(2) 入隊時に再度身体検査を行うが、その際、採用基準に満たない場合は、不採用となることがあるので、健康管理には十分注意すること。

なお、併せて薬物検査を実施する。

和歌山県告示第1429号

和歌山県日高郡日高川町大字初湯川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年11月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡日高川町

2 調査を行った時期

平成24年4月1日から平成26年3月28日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡日高川町大字初湯川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡日高川町大字初湯川の一部地区

5 認証年月日

平成26年11月6日

和歌山県告示第1430号

和歌山県西牟婁郡白浜町椿の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年11月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡白浜町

2 調査を行った時期

平成24年5月1日から平成26年3月27日まで

3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡白浜町椿の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡白浜町椿の一部地区

5 認証年月日

平成26年11月6日

和歌山県告示第1431号

和歌山県西牟婁郡白浜町椿の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年11月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡白浜町

2 調査を行った時期

平成24年5月1日から平成26年3月27日まで

3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡白浜町椿の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡白浜町椿の一部地区

5 認証年月日

平成26年11月6日

和歌山県告示第1432号

和歌山県日高郡印南町大字印南の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年11月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡印南町

2 調査を行った時期

平成24年4月17日から平成26年3月28日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡印南町大字印南の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡印南町大字印南の一部地区

5 認証年月日

平成26年11月6日

和歌山県告示第1433号

和歌山県日高郡日高川町大字高津尾の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律

第180号) 第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年11月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成26年3月25日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字高津尾の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字高津尾の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年11月6日

和歌山県告示第1434号

和歌山県日高郡日高川町大字高津尾の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年11月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成24年4月17日から平成26年3月25日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字高津尾の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字高津尾の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年11月6日

和歌山県告示第1435号

和歌山県和歌山市秋月・太田の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年11月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成24年4月17日から平成26年3月18日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市秋月・太田の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

和歌山県和歌山市秋月・太田の各一部地区

5 認証年月日

平成26年11月6日

和歌山県告示第1436号

和歌山県日高郡美浜町大字三尾の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年11月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡美浜町

2 調査を行った時期

平成24年4月1日から平成26年3月26日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡美浜町大字三尾の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡美浜町大字三尾の一部地区

5 認証年月日

平成26年11月6日

和歌山県告示第1437号

和歌山県日高郡美浜町大字和田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年11月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡美浜町

2 調査を行った時期

平成23年4月1日から平成25年3月22日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡美浜町大字和田の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡美浜町大字和田の一部地区

5 認証年月日

平成26年11月6日

和歌山県告示第1438号

和歌山県日高郡美浜町大字三尾の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年11月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡美浜町

2 調査を行った時期

平成23年4月1日から平成25年3月21日まで

- 3 成果の名称
和歌山県日高郡美浜町大字三尾の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡美浜町大字三尾の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年11月6日

和歌山県告示第1439号

和歌山県日高郡美浜町大字三尾の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年11月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山日高郡美浜町
- 2 調査を行った時期
平成24年4月1日から平成26年3月25日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡美浜町大字三尾の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡美浜町大字三尾の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年11月6日

和歌山県告示第1440号

和歌山県橋本市隅田町山内・隅田町霜草の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年11月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期
平成22年5月25日から平成25年1月20日まで
- 3 成果の名称
和歌山県橋本市隅田町山内・隅田町霜草の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県橋本市隅田町山内・隅田町霜草の各一部地区
- 5 認証年月日
平成26年11月6日

和歌山県告示第1441号

和歌山県和歌山市六十谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年11月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成24年4月17日から平成26年2月14日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市六十谷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市六十谷の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年11月6日

和歌山県告示第1442号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年11月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩医新 27-26	こうぐち内科クリニック	岩出市湯窪51番	平成 26.11.1

和歌山県告示第1443号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年11月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
海薬新 1-26	日本調剤紀美野薬局	海草郡紀美野町小畑96-1	平成 26.11.1

和歌山県告示第1444号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年11月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市新庄町宇西橋谷46の119、46の120（次の図に示す部分に限る。）、46の121、46の122

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1445号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成26年11月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
紀州日高漁業協同組合の地区	日高郡みなべ町塚に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う棒受網漁業を主とする漁業	塚棒受網

和歌山県告示第1446号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づきすさみ町長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成26年11月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(数値撮影、同時調整、写真地図作成及び数値地形図作成)
- 2 作業期間 平成26年11月4日から平成29年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県西牟婁郡すさみ町全域

和歌山県告示第1447号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき東牟婁振興局串本建設部長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成26年11月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(MMS測量)
- 2 作業期間 平成25年6月1日から同年8月20日まで
- 3 作業地域 和歌山県東牟婁郡串本町及び古座川町内

正 誤

正 誤

平成26年3月14日付け和歌山県報第2538号和歌山県告示第267号中

ページ	誤	正
2	芦原晏彦	成戸文子